

令和 4年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	5 目		
事業名称	母子生活支援施設運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	28,430			53,293		△ 24,863
補助事業 単独事業						0
令和3年度	28,951	0		53,430		△ 24,479
増△減	△ 521	0	0	△ 137	0	△ 384

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費	27,972	29,928	29,537
市債+一般財源	△ 24,090	△ 23,837	△ 24,190
決算			
事業費	26,706	26,339	26,392
市債+一般財源	△ 28,385	△ 24,163	△ 22,383

令和5年度	令和6年度	令和7年度
28,430	28,430	28,430
△ 24,863	△ 24,863	△ 24,863

事業概要	児童福祉法23条に基づき、配偶者のいない18歳未満の子どもを養育している母子世帯又はこれに準ずる事業がある世帯を保護し、自立に向けた支援等を進めます。																						
事業開始年度	昭和23年度																						
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第23条、第38条、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第34条～第41条、横浜市母子生活支援施設条例																						
事業目的・効果 (必要性)	<p>DV他、様々な事情から不安定な生活を強いられている母子世帯等を保護し、安全・安心な生活環境の中で自立のための援助を受けることで、社会復帰につなげていくための施設として運営します。</p> <p>みどりハイム：昭和23年児童福祉法施行に伴い、児童福祉施設「子安母子寮」として運営を開始し、現施設において入所する母子世帯等を保護し、自立促進のための支援を行う。 また、本市唯一の母子生活支援施設として、区や関係自治体との情報共有や、支援における連絡体制の構築により、外国籍や市外からの入所受け入れ等も実施する。 旧いそごハイム：平成30年度より、磯子区要望による地域交流スペースとして利用を開始しています。</p>																						
根拠・データ等	<p>【建物概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>建築年度</th> <th>建物構造</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・みどりハイム</td> <td>緑区東本郷</td> <td>昭和64年(築32年)</td> <td>R C造3階建</td> <td>20世帯</td> </tr> <tr> <td>・旧いそごハイム</td> <td>磯子区岡村</td> <td>昭和54年(築42年)</td> <td>R C造3階建</td> <td>なし(地域交流スペースとして活用)</td> </tr> </tbody> </table>								施設名	所在地	建築年度	建物構造	定員	・みどりハイム	緑区東本郷	昭和64年(築32年)	R C造3階建	20世帯	・旧いそごハイム	磯子区岡村	昭和54年(築42年)	R C造3階建	なし(地域交流スペースとして活用)
施設名	所在地	建築年度	建物構造	定員																			
・みどりハイム	緑区東本郷	昭和64年(築32年)	R C造3階建	20世帯																			
・旧いそごハイム	磯子区岡村	昭和54年(築42年)	R C造3階建	なし(地域交流スペースとして活用)																			
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度															
	単位	目標																					
		実績																					
	単位	目標																					
		実績																					
	単位	目標																					
		実績																					
事業スケジュール	<p>みどりハイム：昭和23年、児童福祉法施行に伴い、「子安母子寮」として運営を開始。平成元年5月老朽化に伴い、移転建築「みどり母子寮」と改称。平成10年4月、児童福祉法改正に伴い、「みどりハイム」と改称。</p> <p>旧いそごハイム：昭和28年7月「いそご母子寮」として開設。昭和54年5月老朽化に伴い改築。平成10年4月、児童福祉法改正に伴い、「いそごハイム」に改称。平成25年3月末閉所。平成30年度より、磯子区の要望による地域交流スペース利用開始。</p>																						

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	みどりハイム運営事業	26,970	27,435	▲ 465	実績減
	②	旧いそごハイム管理事業	1,460	1,516	▲ 56	実績減
細事業合計			28,430	28,951	▲ 521	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	村上 和孝	係長	中曽根 真一	養護支援係	稲田 芳史
--------------------	----	-------	----	--------	-------	-------

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	三春学園 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-5 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	5 目		
事業名称	児童養護施設運営費					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	使用料	市債	一般財源
令和4年度	248,056			221,031	202		26,823
補助事業 単独事業							0
令和3年度	238,503			227,608	250		10,645
増△減	9,553	0	0	△ 6,577	△ 48	0	16,178

歳出		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算	事業費	246,151	247,173	242,993	248,056	248,056	248,056
	市債+一般財源	13,416	12,424	11,595	26,823	26,823	26,823
決算	事業費	219,646	209,299	226,634			
	市債+一般財源	△11,878	△19,309	4,912			

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のいない児童、虐待を受けた児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護します。(乳児を除く) ・施設退所者に対し、必要に応じて相談等の自立援助を行います。 							
事業開始年度	開園：昭和41年9月1日							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法・児童福祉施設最低基準、次世代育成支援対策推進法・児童虐待の防止等に関する法律・横浜市児童養護施設条例、規則							
事業目的・効果 (必要性)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童虐待の増及び一時保護所の入所枠を超えた状況が続いており、入所の受入れを必要としている児童が多くいます。 2. 児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場の提供します。 3. 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童居住環境の改善に取り組みます。 4. 施設退所児童の自立のためのアフターケアに引き続き取り組むとともに、里親支援・地域支援の取り組みを強化します。 							
根拠・データ等	<p>【横浜市における児童虐待の対応状況】 <対応件数>H28：6,263件、H29：6,796件、H30：9,605件、R1：10,998件、R2：12,554件</p> <p>【横浜市全体の月別入所状況（一時保護所）】 <延べ入所者数> H29：51,637人、H30：54,937人、R1：64,929人、R2：63,350人 <1日の平均入所者数> H29：41.5人、H30：150.5人、R1：177.4人、R2：173.6人 <入所率> H29：87.9%、H30：93.5%、R1：110.2%、R2：107.8%</p>							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
在籍者数 ※定員70人	単位	目標	60	60	60	60	60	60
	人	実績	50	50				
新規入所者数	単位	目標	11	12	12	12	12	12
	人	実績	19.0	12.0				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<p>【開園】昭和41年9月1日 【新園舎移転】平成2年4月28日（大舎3寮） 【小舎増築】平成19年4月1日（大舎3寮、小舎1寮） 【小規模グループケア増設】平成24年4月1日（中舎3寮、小舎2寮） 【児童寮舎の居室を個室化に改修】平成26年度～平成28年度（A、B、Cブロックの各6居室のうち4居室を個室化） 【小規模グループケア増設】平成28年5月24日（小舎1寮） 【児童寮舎の居室を個室化に改修】令和2年度（A、Bブロックの各2居室）、令和3年度（Cブロックの各2居室）</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	施設事業費	79,562	76,578	2,984	積算単価の増、人員増による給食費の増
	②	施設管理運営費	168,494	161,925	6,569	人員の増、委託料、賃借料の増
細事業合計			248,056	238,503	9,553	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	石神 光	係長	荒木 康太	係	安藤 健悟
--------------------	----	------	----	-------	---	-------

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	向陽学園 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-5 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	5 目		
事業名称	児童自立支援施設運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	財産収入	その他	市債	一般財源
令和4年度	146,742	0	0	261	131,485		14,996
補助事業							0
単独事業							0
令和3年度	143,223			261	131,170		11,792
増△減	3,519	0	0	0	315	0	3,204

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 算 事業費	137,285	137,604	142,676	146,742	146,742	146,742
市債+一般財源	16,199	17,746	10,282	14,996	14,996	14,996
決 算 事業費	122,340	134,245	103,604			
市債+一般財源	△ 10,460	3,029	△ 17,232			

事業概要	法令に基づき、児童自立支援事業を実施します。							
事業開始年度	昭和33年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第27条、第44条（昭和22年12月12日 法律第164号）横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日 条例第50号）横浜市児童自立支援施設条例（昭和33年10月 条例第23号）横浜市児童自立支援施設規則（昭和33年12月規則第74号）							
事業目的・効果（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> ・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。 ・不良行為等様々な事情背景を持つ児童が、心身とも健やかに成長し、社会において自立して生活できるようになる効果を期待します。 ・被虐待児童の増加及び児童養護施設等からの措置変更、一時保護所定員超過による児童の受け皿としての重要な役割を荷っています。横浜市の児童虐待相談・通報件数は毎年のように前年度を上回る状況が続いており、向陽学園に措置される児童の7割以上が被虐待児です。そうした被虐待児童に加え、発達障害により他者との関係性がうまく築けない児童、性被害・加害や暴力行為等で児童養護施設等他施設では受け入れ困難な児童、児童精神科に長期入院していた児童を受け入れています。特に中卒時の進路先調整や家庭復帰に向けた調整がますます重要になっており、学園職員と分校教員の連携がこれまで以上に求められています。 ・老朽化した児童寮の計画的な修繕と施設機能強化について <p>現在の児童寮は、昭和55年の大規模改築以降は小破修繕のみ行ってきたため児童の生活環境が悪化しています。このため、家庭的養育により適した寮生活が送れるよう、小規模で個々の児童に対応できる生活空間が必要であり、新たなニーズに対応していくための機能強化が急務となっています。</p>							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数27人で積算（前年同人数） 内訳：小学生2人、中学生23人、中卒児童2人 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
在籍児童数	単位	目標	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人
	人	実績	最大在籍数21人	最大在籍数18人				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年9月：地方自治法一部改正により、政令指定都市に設置が義務付けられる。 ・昭和34年1月：横浜市教護院条例施行 ・平成10年4月：児童福祉法改正により、「教護院」から「児童自立支援施設」となり、入所対象児童について「非行児童」に加えて「生活指導を要する児童」が追加となる。 ・平成23年4月：公教育の導入（横浜国立新井小学校桜坂分校及び横浜国立新井中学校桜坂分校を園内に開設） ・平成29年度：普通寮3寮、中卒児童寮1寮の体制となり現在に至る。 							

(単位：千円)

細事業（事業内訳）	細事業名称		4年度	3年度	差引（増減）	増減説明
	①	児童自立支援施設運営事業	146,742	143,223	3,519	実績による見直し
	細事業合計	146,742	143,223	3,519		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	佐藤 紀幸	戸川 由紀夫	山本 美香子

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-5 3~12
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	5 目		
事業名称	地域療育センター運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	寄附金	その他	市債	一般財源
令和4年度	3,488,653	54,480	24,430	0	125		3,409,618
補助事業	173,908	54,480	24,430				94,998
単独事業	3,314,745				125		3,314,620
令和3年度	3,370,686	58,695	27,346	204	125		3,284,316
増△減	117,967	△ 4,215	△ 2,916	△ 204	0	0	125,302

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 算 事業費	3,299,076	3,326,407	3,355,349	3,775,000	40,350,000	4,300,000
市債+一般財源	3,222,646	3,252,804	3,275,253	3,655,000	40,200,000	4,100,000
決 算 事業費	3,271,564	3,336,523	3,570,290			
市債+一般財源	3,187,847	3,248,018	3,495,739			

事業概要	<p>方面別に市内8箇所に設置する地域療育センター等において、0歳から小学校期までの、障害のある又はその可能性のある児童を対象に、療育に関する「相談」、「診断・評価」、「集団療育」等を行います。</p> <p>また、保育所や幼稚園等に、療育に関する技術的支援を行います。</p>						
事業開始年度	昭和60年度						
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱、「障害児地域総合通園施設構想(昭和59年4月)」						

事業目的・効果 (必要性)	<p>在宅の、障害のある又はその可能性のあるお子さんが、個々の特性に応じて健やかに成長し、充実した生活を送ることができるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の障害児支援の拠点として、保護者や関係機関からのあらゆる相談に対応します。 医療や福祉の専門スタッフが障害像を正しく把握し、保護者の理解のもと、適切な支援計画を策定します。 年齢や障害に応じてお子さんの発達を促すことができるよう、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所において集団療育等を行います(未就学児のみ)。 理学療法や作業療法等が必要なお子さんを対象に、専門スタッフによる指導・訓練を実施します。 障害児等を受け入れている保育所や幼稚園、小学校で適切な支援ができるよう、巡回支援を行います。 						
------------------	---	--	--	--	--	--	--

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 新規相談受付数(未就学児・学齢児) <実績推移>元年度5,342人、2年度4,772人、3年度6,060人(見込)、4年度6,111人(見込)、5年度6,111人(見込) 通園施設利用児数 福祉型 医療型 ※5/1時点(未就学児) <実績推移>元年度863人、2年度889人、3年度897人、4年度882人(見込) 診療件数(未就学児・学齢児) <実績推移>元年度104,699人、2年度78,436人、3年度94,229人(見込)、4年度99,464人(見込) 巡回訪問数(保育所、幼稚園等) <実績推移>元年度1,531回、2年度939回、3年度1,224(見込)、4年度1,377人(見込) 						
---------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新規相談 受付数	単位	目標	5,342	4,772	6,060	6,111	6,111	6,111	6,111
	人	実績	5,342	4,772					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年度：事業開始(南部地域療育センター開設) 平成19年度：学校支援事業開始 平成22年度：南部及び北部センターに児童発達支援事業所開設(以降、平成25年度までに全センター開設完了) 平成25年度：よこはま港南地域療育センター開設(地域療育センター整備完了※市内8か所) 令和4年度：相談体制の強化及び難聴児受入拡大に向けた準備に着手 						
----------	--	--	--	--	--	--	--

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	南部地域療育センター運営事業	380,756	365,293	15,463
②	戸塚地域療育センター運営事業	380,789	355,685	25,104	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
③	北部地域療育センター運営事業	375,894	340,080	35,814	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
④	中部地域療育センター運営事業	409,250	379,310	29,940	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
⑤	西部地域療育センター運営事業	423,749	385,795	37,954	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
⑥	東部地域療育センター運営事業	476,531	442,324	34,207	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
⑦	地域療育センターあおば運営事業	288,940	273,848	15,092	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
⑧	よこはま港南地域療育センター運営事業	341,148	318,853	22,295	相談体制の強化及び学校支援事業統合による増
⑨	総合リハビリテーションセンター 児童発達支援事業(旧：地域療育 センター学校支援事業)	28,056	153,384	▲ 125,328	8センター運営事業への 統合による減
⑩	地域療育センター発達障害児等通 所支援事業	383,540	356,114	27,426	難聴児通所施設開設準備 費による増
細事業合計		3,488,653	3,370,686	117,967	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	田島 絵美	笠原 友